

## 新東谷調整池テニスコート使用細則

### (目的)

第1条 この細則は、新東谷調整池テニスコート（以下「テニスコート」という。）の目的外使用について必要な事項を定めるものとする。

### (調整池の定義)

第2条 新東谷調整池は、流山第一排水区の下流に位置する南流山地区の浸水被害を軽減するため、流山1号雨水幹線の流量を調節するため整備したものである。

### (使用者)

第3条 テニスコートを使用できる者は、流山市財務規則第236条に基づき、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に行政財産使用許可申請書を提出し、その許可を受けた者とする。

2 前項において管理者からテニスコート使用の許可を受けた者は、利用調整委員会に使用する時期について申し込みをしなければならない。

3 前項における申し込みは、使用する月の3ヶ月前より14日前までに申し込むものとする。

4 使用者は、利用調整委員会による利用調整会議結果に従わなければならない。

### (使用時間)

第4条 テニスコートの使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

### (遵守義務)

第5条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 使用する用具は、使用者が用意すること。

(2) テニスコート退出前にネット等の用具を撤去すること。

(3) 使用時間を遵守すること。

(4) 近隣住民の迷惑となるような行為（大声等の発生）を行わないこと。

(5) ゴミは、必ず持ち帰ること。

(6) テニスコートの備品等を破損した場合は、速やかに管理者に届け出を行い、その指示に従うことと。

(7) テニスコート内での火器の使用は禁止する。

(8) テニスコート面の補修及び使用者等の安全確保を目的とした使

用以外の仮設電源の使用は禁止する。

( 9 ) 調整池敷地内での喫煙は禁止する。

( 1 0 ) テニスコートの使用後は必ず清掃し、用具等を片付けること。

( 1 1 ) 準備及び後片付けは、使用時間内に行うこと。

( テニスコート等の修繕に係る負担 )

第 6 条 テニスコートのコート面及びネット等の修繕は原則、テニスコートの使用者が負担する。

( 障害事故の責任 )

第 7 条 テニスコート使用中における事故等については、使用者の責任において処理しなければならない。

2 使用者は、必要に応じ損害保険等に参加すること。

( その他 )

第 8 条 第 3 条第 1 項の行政財産使用許可申請書は、流山市上下水道局下水道建設課に提出すること。

第 9 条 テニスコートは調整池の底部にあるため、降雨状況により急激に水位が上昇するおそれがあることから、降雨が予想される場合は、その使用を認めない。

2 前項の使用中止の決定は、流山市上下水道局下水道建設課から利用調整委員会に連絡するものとする。

3 前項によらず、急激な気象変化により、危険と判断される場合には、利用調整委員会が使用中止の決定をすることができる。